

監査委員事務局長の仕事宣言！

監査委員事務局長 古賀和教

1 基本姿勢

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、予算及び議決並びに法令等の趣旨に基づいて正確、適正に処理されているか、また、地方自治法第2条第14項及び15項の規定の趣旨に則った「最小経費で最大の効果」「組織及び運営の合理化」の要請に応えられるものであるかに着目し、事務処理の改善等への留意、さらには行政監査の要素を加味しながら積極的かつ指導的な監査を年度監査計画に沿って実施します。

また、近年、公正で効率的な行政の推進に対する市民の関心が高まっていることから、公費執行のチェック機関として、市民の信頼に応え、さらには市民の福祉の増進に寄与できるよう、より一層の監査機能の充実・強化を図ってまいります。

2 重点事業の概要

(1) 定期監査

- ・定期監査については、地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施します。

(2) 財政援助団体等監査

- ・財政援助団体等の監査については、地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施します。

3 重点事業の取組み

〔 施策・事業名 〕

- ・ 定期監査、財政援助団体等監査

〔 現状と課題 〕

定期監査については、各課等を約2年半ごとに実施し、また、財政援助団体等監査については、定期監査を実施する課等に関係する団体について、監査の必要があると認める場合に、定期監査と同時に実施しています。

監査講評において、同様の指摘事項が毎回見受けられるため、これをいかに減らしていくかが課題であり、定期監査等における主な指摘事項を事例集としてまとめ、職員へ周知を行うことや指摘事項の引き継ぎを徹底するなど様々な対策に努めているところです。

〔 目標値 〕

- ・ 10課局室、4学校の定期監査及び5財政援助団体等の監査

〔 スケジュール 〕

第1四半期	国保年金課、こども育成課
第2四半期	田代小学校、鳥栖小学校、鳥栖北小学校、鳥栖中学校
第3四半期	農林課、農業委員会事務局、出納室、生涯学習課、地域休養施設及び滞在型農園施設、放課後児童クラブ、佐賀国際重粒子線がん治療財団
第4四半期	選挙管理委員会事務局、文化芸術振興課、健康増進課、建設課、フッペル鳥栖ピアノコンクール実行委員会、交通対策協議会

お問い合わせ

監査委員事務局 (TEL 0942-85-3510 / E-Mail kansa@city.tosu.lg.jp)